

公 共 事 業 の 事 業 評 価 書

(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)

平成20年 3 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した地区について、事業主体から協力を得られた地区を対象として評価を実施した。

事業名	評価実施地区数
① かんがい排水事業	15
② ほ場整備事業	19
③ 土地改良総合整備事業	10
④ 畑地帯総合整備事業	10
⑤ 畑地帯開発整備事業	5
⑥ 農道整備事業	14
⑦ 農業集落排水事業	17
⑧ 農村総合整備事業	13
⑨ 農村振興総合整備事業	10
⑩ 中山間総合整備事業	16
⑪ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	8
⑫ 農地防災事業	14
⑬ 農地保全事業	5
⑭ 農村環境保全対策事業	2
⑮ 海岸保全施設整備事業（農地）	3
⑯ 海岸環境整備事業（農地）	1
⑰ 草地畜産基盤整備事業	11
⑱ 畜産環境総合整備事業	8
合 計	181

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、地方農政局等（北海道にあっては農村振興局及び生産局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）において、平成19年4月から平成20年3月までの期間に実施した。

事業ごとの評価担当及び各地方農政局における担当窓口は、（別添3）のとおりである。

3 評価の観点	
本評価に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容が妥当であったか、事業の実施により費用に見合った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうか等を点検し総合的に評価を実施した。	
4 政策効果の把握の手法及びその結果	
事業の政策効果については、事業地区ごとに事業効果を点検し、その結果を基に農村振興局及び生産局において、事業ごとの事後評価結果として（別添１）のとおり取りまとめた。 なお、事業地区ごとの事業効果については、事業実施主体から提供された資料等に基づき、地方農政局等が、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況、④事業実施による環境の変化、⑤社会経済情勢の変化等の視点について評価項目を設定し把握した。詳細は地区別結果書（別添５）のとおりである。	
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
事業地区ごとの評価に際しては、地方農政局等ごとに学識経験者で構成する事業評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設け、専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。 事業ごとの第三者の意見については、（別添１）の下段とおりである。 各地方農政局等の第三者委員会の委員名簿は、（別添２）のとおりである。 なお、第三者委員会の議事概要及び地区別結果書については、地方農政局等のホームページにおいて掲載している。	
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
評価を行う過程において使用した資料は、地方農政局等が作成した地区別結果書（別添５）、事業実施主体から収集した資料等である。これらの閲覧及び問い合わせ先については、（別添３）のとおりである。なお、事業ごとの事後評価結果（別添１）、第三者委員会の委員名簿（別添２）、問い合わせ先（別添３）、評価地区一覧表（別添４）、地区別結果書（別添５）については、農林水産省ホームページに掲載することとしている。	
7 評価の結果	
本評価の対象とした事業及び事業地区ごとに評価を実施したところ、事業の内容がおおむね妥当であるとともに、事業目的に応じた効果の発現が認められたところである。	

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	かんがい排水事業	対象地区数	15地区
[評価結果] ○ 用水改良により水不足が解消され、安定的な農業用水の確保が実現した。これにより作物の生産性や品質の向上が図られるとともに、防除・施肥に係る労力軽減の効果があつた。 ○ 排水改良により湛水被害が解消されるとともに、水田の汎用化が図られ、関連ほ場整備による水田の畑利用と相まって畑作物の導入が図られた。 ○ 水管理システムの導入、用水路のパイプライン化等により用水の合理的な配水が図られるとともに、水管理の労力が軽減されている。			
[第三者の意見] ○ 工事に長期間を要すると事業効果の発現が遅れることから、事業の実施においてはできる限り早期完了に努めることが重要である。 ○ 事業効果のより一層の発現を図るため、区画整理の推進が必要と考える。 ○ 農業用水の重要性は次の世代までしっかり伝えなければならない。補修の必要が減ることは、地域と水路との関わりが薄くなる危険性もあるので、義務的な水路清掃だけでなく、子供を中心にして水路に親しむ住民主体のイベントが行われることを期待する。 ○ 農地には、単に農作物を生産するだけでなく、水が一気に流れるのを防ぎ下流域の洪水を防止するといった多面的機能がある。都市近郊地域でも農業を成り立たせる施策が不可欠であり、農地や農家戸数がこれ以上減少しないような一体的な施策を期待する。 ○ 地域の動向として、専業農家数の増加が、農業に積極的に関与する人の増加を意味しないこともあるので、適切な指標を望む。 ○ 湿田の乾田化により、各種の事業効果の発現が認められる。とりわけ、新規のハウス野菜の導入などが高く評価できる。 ○ 事業の実施により湛水被害が解消され、施設園芸の導入等による農業経営の安定化が図られていると認められる。 ○ 関係機関と連携し、水利用技術の普及に努めるとともに、地域の立地条件等に合った収益性の高い作物の導入を進めることが必要である。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	ほ場整備事業	対象地区数	19地区
[評価結果] ○ 区画整理による水田の大区画化及び農道、農業用排水施設や暗渠排水等の整備による水田の汎用化が図られたことによって、大型農業用機械の導入等による農作業効率の向上や水管理の省力化、水稻以外の畑作物導入等による農業経営の多様化などが図られた。 ○ 事業の実施により区画形状が整形・拡大され、農作業の効率化が図られたことにより、労働時間が短縮されるなど、営農経費の節減が図られた。 ○ 事業の実施を契機として、認定農業者や農業生産法人等農業の担い手が育成されるとともに、担い手への農地の利用集積の促進が図られた。 ○ 生産基盤が整備されたことにより、経営規模の拡大が可能となり、担い手による離農跡地の受け入れなど農地の遊休化が防止された。 ○ 事業により非農用地（道路用地など）が計画的に創設され、計画的な土地利用や生活の利便性の向上等も図られている。 ○ 事業の実施を契機として、地域ぐるみの清掃活動が行われたり、事業で整備された農業用水路において、地元小学生と地域住民により環境保全活動が行われているなど、環境保全に対する意識が向上している。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 小麦や大豆の作付けの増大、営農経費の節減、さらには担い手への農地の集積率の増大等示されるように、効果の発現が認められる。 ○ 事業による非農用地の創設は、公共用地の確保や計画的土地利用を実現し、農村生活環境の改善や都市農村交流の促進に寄与している。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	土地改良総合整備事業	対象地区数	10地区
[評価結果] ○ 農業用排水施設、暗渠排水等の整備による水田の汎用化・乾田化により、大型農業用機械の導入による農作業の効率化や小麦などの畑作物導入等による経営の多様化など、効率的な複合経営の確立が図られた。 ○ 農業用水施設の整備により、用水が安定供給され、水管理の省力化や維持管理労力の節減が図られた。 ○ 暗渠排水を敷設したことによる湿害解消、客土により適切な作土層が確保されるなど、生産基盤条件が向上したことによって、担い手の当該農地へのニーズが高まり、担い手への農地の利用集積が促進されるとともに、耕作放棄の発生が防止された。 ○ 事業を契機として地域の合意形成を図ることにより、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積が推進され、地域農業構造の再編が図られた。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 農地の生産条件が整備され、多様な作物の効率的生産が可能となった。また、農道の整備により通作等の効率化と併せ生活環境の利便性も向上したことが認められた。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	畑地帯総合整備事業	対象地区数	10地区
[評価結果] ○ 畑地かんがいの整備により安定的な農業用水の確保が実現されたことにより生産性が向上するとともに、農業生産の選択の幅が広がり、ハウス栽培を含め収益性の高い新規作物の導入が図られた。 ○ 排水条件の改善により湛水被害や大雨時の耕地の侵食被害が解消された。 ○ 農道整備により農産物の輸送時間の短縮と大型車の導入が可能になることで新たな輸送体系の確立が図られ、農業経営の条件が改善されるとともに、集落の利便性も向上した。 ○ 区画整理による乾田化を通じた機械の大型化によって農作業の効率化と労働時間の短縮が図られた。 ○ 本事業により上記の農業生産基盤整備が総合的に実施され、地域の営農条件が改善されたことにより、農業経営の安定化が図られ、また、意欲ある経営体の育成にも寄与している。			
[第三者の意見] ○ 施設栽培作物の産地形成を図るなど意欲的な農業経営の取組が行われている。 ○ 農産物の輸送条件が改善されるとともに、ほ場の生産性が向上し、農産物の輸送時間の短縮や農作業に要する労働時間の短縮などの効果の発現が確認された。 ○ 今後、排水路を整備する場合は、下流域の環境への負荷を減らせるような農業のやり方を考え、農業生産の向上と環境への配慮を両立させることが望ましい。 ○ 関連する区画整理等の事業の早期着手を推進し、期待される事業効果の発現を図る必要がある。 ○ 今後の産地強化の取組によって、産地を受け継ぐ後継者の育成、確保を図られたい。 ○ 事業の実施により収益性の高い施設野菜等の栽培面積の拡大や農作業の省力化がなされ、農業経営の安定化が図られていると認められる。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	畑地帯開発整備事業	対象地区数	5地区
[評価結果] ○ 農地造成により経営面積が拡大するとともに、大型機械の効率的利用による農作業の効率化及び品質の維持が実現し、安定的な農業経営基盤の確立が図られた。 ○ 農地造成により、大豆栽培の団地が形成されるとともに、農道整備や区画整理により、大型機械の導入が可能となり生産性の向上が図られた。 ○ 農地造成により、多種多様な作物の導入が可能になり、生産性の向上が図られている。また、観光農園・農業体験の実施等により営農の一層の安定化が図られている。 ○ 水田転換により畑地が整備されたところから、大型機械の効率的利用による農作業の効率化及び輪作体系が確立されるとともに、畑作農業経営への転換が円滑に行われ、農業経営基盤の確立が図られた。 ○ 都市近郊という立地条件を活かし、野菜・花き・果樹の高付加価値の作物が生産されるなど、多様な農業が展開されている。 ○ 農道の整備により、ほ場へのアクセスや農産物の輸送が効率的になるとともに荷傷みが軽減されたほか、地域住民の利便性も向上した。 ○ なお、本事業は、農業を取り巻く社会情勢の変化等により、平成11年度以降に新規着工した地区はない。			
[第三者の意見] ○ 事業の実施により、都市近郊という立地条件を活かした営農を展開し、直売所の開設及び貸し農園や体験農園の設置を通して都市と農村の交流が活性化していると認められる。 ○ 事業の実施により、農業の生産基盤が拡大するとともに、生産条件が改善し、農業経営の規模拡大や大型機械導入による農作業の効率化などの効果が確認された。 ○ 「府民いきがい農園」利用者への農業指導を通じて、当該地域への農業参入者の実績もあり、これらの活動を通して、今後とも農業後継者や新規就農者の確保を更に推進していくことが望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農道整備事業	対象地区数	14地区
[評価結果] ○ 農産物輸送に係る車両の大型化、輸送時間の短縮など農産物の輸送の効率化が図られている。 ○ 農産物輸送時の荷傷みが軽減されたことにより、農産物の品質の向上とともに、新規の高収益作物の導入等が図られている。 ○ 通作時間の短縮が図られている。 ○ 大型農業機械の導入が進み、農作業の効率化に寄与している。 ○ 通勤や通学などの生活道路としても利用され、地域住民の利便性や安全性の向上に寄与しているほか、観光農園や農産物直売所等の連絡道路として、都市と農村の交流による地域の活性化にも寄与している。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 事業目的に応じた効果が発現し、事業実施による有効性が認められる。 ○ 本事業の実施により、農作業、農産物輸送の効率化等が図られるとともに、地域住民の交通の利便性の向上に寄与するなどの事業効果が発現していると認められる。 ○ 本事業は、農産物の出荷量の増大や、高齢者の農業継続にも寄与している。 ○ 都市農村交流を促進する等の事業効果の発現が認められる。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することが重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農業集落排水事業	対象地区数	17地区
[評価結果] ○ 農業用水路等への生活排水の流入量が大幅に減少し、農業用水の水質が改善され、河川等の公共用水域の水質保全にも寄与している。 ○ 水洗化等が進み、地域住民の生活の快適性、利便性の向上（生活環境の改善）にも寄与している。 ○ 処理水が農業用水として再利用されるとともに、処理施設から発生する汚泥は肥料としてリサイクルされており、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築に貢献している。 ○ 農業用排水路への生活雑排水の流入が減少したことにより、農業用排水路の維持管理作業の軽減が図られている。			
[第三者の意見] ○ 農業用水の水質が改善され農業生産環境が向上するとともに、公共用水域の水質保全に寄与するなどの効果が認められる。 ○ 本事業の実施により農村集落の生活環境が改善されている。 ○ 汚泥のペレット化と肥料登録など積極的なリサイクルにより、循環型社会形成に貢献していることは高く評価でき、積極的に推進されたい。 ○ 処理水が農業用水として有効利用されている。 ○ 本事業は農村地域における定住化に大きく寄与するものであり、積極的な事業推進を図るとともに、事業実施集落における水洗化率の更なる向上のための対策が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農村総合整備事業	対象地区数	13地区
[評価結果] ○ ほ場整備の実施により収益性の高い作物の導入や営農経費の節減が図られ、農業経営の安定化が図られている。また、農道の整備により、農産物輸送能力が向上するとともに、地域の生活道路（通学路等）として利用されるなど、地域住民の利便性も向上している。 ○ 集落道の整備や営農飲雑用水施設の整備により、交通の利便性の向上や飲用水の安定的な確保が可能となるなど生活環境が向上している。 ○ 事業により創設された非農用地に医療施設や一般農道が整備され、地域住民の日常生活の利便性向上に貢献している。 ○ 農業用排水路や農道の農業生産基盤の整備と農業集落道、農業集落排水、農村公園といった農村環境基盤の整備が総合的に実施されたことにより、農業生産性の向上と生活環境の利便性の向上が図られるとともに、地域コミュニティの強化・維持に寄与している。 ○ 農村総合整備事業は、農業生産基盤の整備による農業生産性の向上や集落内の生活環境面での改善などの効果が発現されており、農村地域の維持発展に寄与しているといえる。 ○ 担い手農家のみによる水路等の維持管理には限界があるため、地域が一体となった取組等の促進が必要である。 ○ 事業により営農条件の向上及び生活環境の利便性の向上が図られたものの、農業者の高齢化が進んでいるため、今後は、農業後継者や新規就農者の育成を図っていく必要がある。			
[第三者の意見] ○ 農業用排水施設整備、農道整備により、維持管理労力の軽減と通作及び集出荷の効率化が図られるとともに、農業集落道、農業集落排水施設、農村公園、防火水槽等の整備が図られ、地域住民の安全性が向上している。以上のことから、農村の活性化に寄与しており、事業効果が適正に発現していると認められる。 ○ 農業生産基盤と農村生活環境基盤を一体的に整備したことにより、農業経営の安定化や生活環境の向上が図られるとともに、農村の活力向上が図られていると認められる。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。 ○ 地域住民に対し事業効果の認識を高め、住民と一体となった維持管理の仕組みづくりが重要である。 ○ 今後、排水路を整備する場合は、下流域の環境への負荷を減らせるような農業のやり方を考え、農業生産の向上と環境への配慮を両立させることが望ましい。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農村振興総合整備事業	対象地区数	10地区
[評価結果] ○ 区画整理により大型の農業用機械の導入が可能となり、これに伴い、効率的な生産体制が整備され、新たな担い手組織が誕生するなど、農業生産活動が活発化している。 ○ 農道、集落道の整備により、果樹の荷傷みが防止され、輸送時間も短縮している。 ○ 作業条件の改善により水稲作付面積の増加がみられるとともに単収の増加につながった。 ○ 非農用地として創出した区域は住宅用地として整備され、新規住民が定住している。 ○ 生活環境基盤整備により、地域住民にとって快適で住みよい環境が整備され、地域間及び都市住民との交流の促進や地域住民の意識の変化見られ、地域活動の活性化が図られるなど、事業の効果が発現されている。 ○ ほ場整備やため池の農業生産基盤の整備と農業集落道、農村公園、農村交流施設といった農村環境基盤の整備が総合的に実施されたことにより、農業生産性の向上と生活環境の利便性の向上が図られるとともに、地域コミュニティの強化・維持に寄与している。 ○ 農村振興総合整備事業は、農業生産基盤の整備による農業生産性の向上や、集落内の生活環境面での改善などの面で効果が発現されており、農村地域の維持発展に寄与している。			
[第三者の意見] ○ 農地の大規模化で、低農薬農業ができるようになったことは評価できる。今後もこうした事業を期待する。また、非農用地の創出による定年帰農者の獲得に期待できることも評価できる。 ○ ほ場整備事業、農業集落道路整備及び農村公園整備などにより、地域全体の農林業振興（雨よけ栽培の増加）、定住促進（非農用地での住宅建設）、定住環境整備（通勤・観光・消防・救急などでの利便性の向上）へと結び付いていることが評価できる。 ○ 本事業の実施により、地域の生産基盤の改善による農業生産の向上、生活環境の改善による安全性や利便性の向上に伴う定住人口の増加、さらには地域全体の専業農家の増加など、期待される事業効果が発現していることが認められる。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。 ○ 地域住民に対し事業効果の認識を高め、住民と一体となった維持管理の仕組みづくりが重要である。 ○ 今後、更に農地の流動化を推進し、地域の担い手の育成・確保を図っていくことが望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	中山間総合整備事業	対象地区数	16地区
[評価結果] ○ 農業用排水路、農道、ほ場整備等の生産基盤の整備により、農作業の効率化、施設の維持管理労力の軽減が図られている。 ○ 生産基盤の整備により、作付面積及び単収の増加が図られている。 ○ 本事業の実施により、効率的な土地利用が図られるとともに、担い手の経営規模の拡大、作業受委託、転作作物の振興、果樹等の高付加価値作物の導入が図られている。 ○ 生態系保全施設、集落環境管理施設の整備により営農環境の改善が図られている。 ○ 農村公園、活性化施設、交流基盤等の整備、生態系に配慮した排水路を活用するなどにより、地域内外の交流が行われ地域の活性化が図られている。 ○ 農業集落道や集落防災安全施設等の整備により利便性・安全性が向上し、生活環境の改善が図られている。 ○ 農業生産条件の不利な地域における農業生産性の向上や生活環境の総合的な整備により、農業農村の活性化に寄与している。			
[第三者の意見] ○ ほ場整備、用排水路整備及び農道整備により農業の機械化が進み営農経費の節減などが実現したことは高く評価できる。 ○ ホタルを守るためホタルブロック積み水路を設置するなど、地域環境の保全も両立した工法がとられている、農業生産額を増やすことや作業効率をよくすることは重要だが、こうした環境保全も引き続き推進されたい。 ○ 農業の担い手の高齢化が特に中山間地域で進む中、ほ場整備によって農地を守る意欲が高まったという点は評価できる。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。 ○ 農業生産基盤の整備、防災施設の整備並びに農村公園の整備などは、地域の農業を振興するとともに、定住を促進し、中山間地域で懸念される耕作放棄の発生を抑制するなど、事業効果が適正に発現していると認められる。 ○ 用水路、農道及び農地の整備は農業生産性を向上させ、農業への企業算入を可能にした。また、防火水槽や老朽化したため池の整備は農村生活の安全性を確保している。さらに、活性化施設や農村公園においては、多彩な取組がなされ、都市農村交流が促進されている。 ○ 農業生産基盤と農村生活環境基盤、交流基盤等を一体的に整備したことにより、農業経営の安定化や生活環境の向上が図られるとともに、農村の活力が向上し、条件の不利な中山間地域の活性化に寄与していると認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	対象地区数	8地区
[評価結果] ○ 農産物輸送に係る車両の大型化、輸送時間の短縮など農産物の輸送の効率化が図られている。 ○ 農産物輸送時の荷傷みが軽減され、農産物の品質の向上が図られている。 ○ 通作時間の短縮が図られている。 ○ 大型農業機械の導入が進み、農作業の効率化に寄与している。 ○ 市街地へのアクセスが改善され、地域住民の利便性の向上に寄与するとともに、緊急車両の出入りが容易になるなど防災上の効果もみられる。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 本事業の実施により、農作業、農産物輸送の効率化等が図られるとともに、地域住民の交通の利便性の向上に寄与するなどの事業効果が発現していると認められる。 ○ 本事業の実施を契機として大型機械の導入、通作及び集出荷に係る運搬車両の大型化が図られ、営農の効率化、輸送の合理化などの事業効果が認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農地防災事業	対象地区数	14地区
[評価結果] ○ 事業の実施により農地、農業用施設、公共施設等の湛水被害が解消されるなど、農業生産の維持、農業経営の安定化と併せて国土の保全に寄与している。 ○ 施設に係る維持管理費が軽減されるとともに、農業用水の安定供給が図られるなど、安定的な営農が営まれている。 ○ 利活用施設の設置などを契機として、施設の維持管理を行う地域のコミュニティの再生に寄与している。 ○ 事業効果の一層の発現を図る観点から、管理方法のマニュアル化等による管理の省力化に向けた取組が期待される。			
[第三者の意見] ○ 排水機場の更新整備により、農作物被害が発生していないことは評価できる。今後は、整備された施設の長寿命化に努力されたい。 ○ 地域住民の防災に対する意識向上を積極的に推進する必要がある、特に、子どもたちには自分たちの住んでいるところがどのようにして支えられているのかを理解させることが重要である。 ○ 事業により整備されたため池は、防災機能を果たすばかりでなく、池の美化・維持管理作業を通じた地域コミュニティの再生、桜並木や水鳥の集う観光名所、地域住民の憩いの場、都市と農村住民との交流の場となるなど、多面的な機能を発揮していることが認められる。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農地保全事業	対象地区数	5 地区
[評価結果] ○ 周辺住民の住居や生活道路等の生活環境基盤への防災効果も発揮しており、「安全・安心な地域社会の形成」に寄与している。 ○ 事業完了後、地区内の地すべりが発生しておらず、事業の効果が認められる。 ○ 事業の実施により災害を未然に防ぐとともに、用水施設も整備され、農業生産の維持及び農業経営の安定化に寄与している。 ○ 事業により整備された施設は、土地改良区により適切に管理されている。 ○ 排水施設を整備したことによって、降雨による農地等の被害が軽減されているとともにまた併せて国土保全に寄与している。 ○ ほ場整備により大型機械の導入が進み、営農経費の節減など農業経営の合理化が図られている。 ○ 事業を契機とした営農意欲の増大と併せ、農地・水・環境保全向上対策への取組や集落行事等が盛んになり地域の活性化に寄与している。			
[第三者の意見] ○ 急傾斜地に設置された施設は管理が重要であることから、今後とも地元組織と一体となった適正な維持管理を継続させていくことが重要である。 ○ 地すべり防止のための水抜きボーリングを行ったため、平成3年の法面崩落のような崩落、地滑りが最近起きていないことは、当該事業の効果があったと考えるのが妥当であり、評価できる。 ○ 事業の実施により降雨による農地・農業用施設の被害が防止され、国土の保全に大きく寄与するとともに、農業生産基盤の整備を通じ大規模農家の増加、集落活動の活発化など地域の活性化に寄与していると認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農村環境保全対策事業	対象地区数	2地区
[評価結果] ○ 地元ボランティア組織により施設の環境美化活動が行われており、現在良好に管理されていることから、今後とも地域住民との連携による保全体制を維持・発展させていくことが重要である。 ○ 施設の利用については、利用者の意向を把握できる場を設けるなどして、利用者の増加を促進する必要がある。 ○ 事業完了後は災害の発生もなく、農用地、一般家屋、公共施設等が適切に守られている。 ○ 取水施設が改修されたことより、水管理労力の軽減につながっている。 ○ 個々のため池の利活用施設等については、町と周辺住民との間で管理契約を結び適切に管理されているが、今後も周辺住民一体となってこれらの管理を継続していく必要がある。			
[第三者の意見] ○ 整備した施設を利用して子どもたちを水質浄化活動に積極的に参加させ、環境教育の場として役立てていくことが重要である。 ○ 施設の維持管理には、地域住民が自主的に管理するような意識啓発と仕組みづくりが重要であり、その際、水質浄化などの活動を行う他組織との連携を図ることも望まれる。 ○ 水質の悪化は農家の農業意欲にも影響を与えることから、水質の浄化を推進することが重要である。 ○ 事業により整備されたため池は、防災機能を果たすばかりでなく、景観にも配慮した施設として地域住民に受け入れられ、住民が一体となって施設の維持管理がなされていると認められる。 ○ 整備を行ったため池は、生き物の生息・生育環境にとって極めて優れた場となっており、今後、生物多様性に配慮したため池の維持管理が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	海岸保全施設整備事業(農地)	対象地区数	3地区
[評価結果] ○ 事業の実施により農地及び人家等への侵食被害が解消されるなど、農業の生産性の維持、農業経営の安定化と併せて国土の保全に寄与している。 ○ 工期の長期化が見受けられるが海岸事業5箇年計画ごとに事業内容の見直しを図りながら、優先的に事業実施すべき範囲を計画的に整備してきており、限られた海岸予算の中で確実に防護効果範囲を延伸させてきたといえる。 高潮による浸水が防止され、農地、農業用施設及び地域住民への災害防止効果が発揮されている。また、離岸堤の完成により汀線が前進し、高潮による背後農地への被害が防止されている。 ○ 海岸保全施設整備事業は、高潮や波浪による農業への被害防止や越波による家屋等の浸水被害防止などの面で効果が発現されており、農業生産の維持と国土保全に寄与しているといえる。 また、事業効果の一層の発現を図る観点から、事業工期の長期化を踏まえ、優先的防護範囲を考慮した計画作成が望まれる。 ○ 事業の実施により、高潮による浸水と波浪による越波が防止され農地、農業用施設及び地域住民への防護効果が発揮されている。 ○ 天端工(管理用道路兼用)の完成により、海岸の巡視や漂着ゴミの処理などの海岸管理が容易になった。			
[第三者の意見] ○ 事業の実施を通じて、高潮による農地・農業用施設及び地域住民への災害が未然に防止され、海岸侵食の防止や背後農地への被害防止などの効果の発現が確認された。このことから、事後評価結果は妥当と認められる。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。 ○ 事業目的に応じた効果が発現し、事業実施による有効性が認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	海岸環境整備事業（農地）	対象地区数	1 地区
[評価結果] ○ 事業の実施により、整備された砂浜は市民などの休養の場として利用されている。 ○ 台風による高潮被害や海岸の侵食が防止され、背後地の防護効果が発揮されている。			
[第三者の意見] ○ 事業の実施により高潮や波浪被害が防止されるとともに、整備された海浜は地域内外の休養の場として利用され、地域の活性化に寄与していると認められる。 ○ 海水浴場施設が農林水産省の補助事業であることのPRが望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	草地畜産基盤整備事業	対象地区数	11地区
[評価結果] ○ 地域の畜産体系を支える担い手等の望ましい経営体が確保されるなど、畜産経営の安定化や効率的な農作業体系が可能となったことから、事業効果の発現が認められる。 ○ 経営規模の拡大、飼料自給率の向上、畜産環境保全等が図られ、安定した畜産経営が営まれている。 ○ 畜産団地の形成により、畜産基盤の強化が図られたことから、地域の畜産振興のために果たした役割は大きい。 ○ 草地や家畜保護施設等の整備により、自給飼料生産の増加、牧場管理及び預託牛の飼養管理の改善・効率化が実現し、乳用育成牛の預託頭数が増加した。 ○ 配合飼料価格が上昇し、畜産経営に影響を及ぼしていることから、更なる自給飼料の確保、生産性の向上等により、コスト削減に向けた取組を推進する必要がある。			
[第三者の意見] ○ 事業効果の発現状況が適正に評価されており、評価結果は妥当である。 ○ 事業目的に応じた効果が発現し、事業実施による有効性が認められる。 ○ 草地等の生産基盤が改善され、畜産物の生産量拡大及び生産性の向上が図られるとともに、家畜ふん尿のリサイクルシステムが確立されるなどの効果の発現が確認された。 ○ 草地・飼料畑の整備、家畜飼養施設の整備、特に草地・飼料畑の造成整備による面積拡大での自給飼料に立脚した酪農・肉用牛経営の基盤強化に寄与していると認められる。 ○ 今後、地域の耕作放棄地の草地等への有効活用が重要である。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	畜産環境総合整備事業	対象地区数	8地区
[評価結果] ○ 地域環境汚染の防止や生産された良質堆肥を農地に還元することによるリサイクル体制の整備、地域農業の安定及び生産性の向上が図られたことにより、事業効果の発現が認められる。 ○ 草地等造成整備及び家畜排せつ物処理施設等の整備によって、飼料作付面積の拡大と畜産環境問題の改善が図られており、今後とも、安定的な畜産経営が見込まれる。 ○ 良質な堆肥の生産と利用を通じた耕畜連携が促進され、地域の資源循環型農業の体制が構築されている。			
[第三者の意見] ○ 事業効果の発現状況が適正に評価されており、評価結果は妥当である。 ○ 家畜排せつ物処理施設等の整備により地域の環境問題が改善されるとともに、耕畜連携による資源循環システムが構築されていると認められる。 ○ 地域の耕作放棄地の草地等への有効活用が重要である。 ○ 事業制度の評価を行う上で、事業実施の必要性をわかりやすく整理することは、重要である。今後とも事業実施の必要性が十分理解できるよう、また、よりよい事業制度の構築に向けて努められたい。			

(別添2)

農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価 第三者委員会委員名簿

局 名	氏 名	専門分野	所 属
農林中央 生産局	岡村 俊邦 北倉 公彦 長澤 徹明 中嶋 博 本間 裕	環 境 農業経済 農業土木 農 学 経 済	北海道工業大学工学部教授 北海学園大学経済学部教授 北海道大学大学院農学研究院教授 北海道大学名誉教授 北海道経済連合会経済産業部次長
東 北 農 政 局	小沢 亙 木村 美智子 小山 良太 小佐藤 照男 藤崎 浩幸	農業経済 生活環境 地域経済 農村環境 農業土木	山形大学農学部教授 東北文化学園大学科学技術学部准教授 福島大学経済経営学類准教授 秋田県立大学生物資源科学部教授 弘前大学農学生命科学部准教授
関 東 農 政 局	川口 良子 慶野 征嵩 島田 清 堤マサエ 花里 孝幸	都市・地域計画 農業経済 農業土木 社 会 学 環 境	(株)川口建築都市設計事務所取締役 千葉大学大学院園芸学研究科教授 東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授 山梨県立大学国際政策学部教授 信州大学山岳科学総合研究所教授
北 陸 農 政 局	青海 万理子 大串 葉子 酒井 富夫 丸山 利輔 三沢 眞一 薬袋 奈美子	消 費 者 経 営 農業経済 農業土木 環 境 地域計画	コープいしかわ副理事長 新潟大学経済学部准教授 富山大学極東地域研究センター教授 石川県立大学学長 新潟大学農学部教授 福井大学工学部講師
東 海 農 政 局	有本 信昭 佐橋 大 月岡 存 松井 真理子 山本 千夏	農業経済 マスコミ 農業工学 地域振興 環 境	岐阜大学地域科学部教授 中日新聞社編集局生活部記者 三重大学大学院生物資源学研究科教授 四日市大学総合政策学部教授 グラウンドワーク東海理事
近 畿 農 政 局	小林 圭介 小嶋 慎太郎 高島 進子 三沢 邦子 宮崎 猛	環 境 農業土木 社 会 学 消費生活 農業経済	滋賀県立大学名誉教授 京都大学大学院地球環境学堂教授 神戸女学院大学名誉教授 (財)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 西日本支部長 京都府立大学農学研究科教授
中国四国 農 政 局	齋宮 正憲 宇佐見 晃一 永井 博 中道 明博 栢田 仁美 田 勲	経 済 農業経済 農業土木 農村社会 マスコミ	(社)中国地方総合研究センター常務理事 山口大学農学部教授 岡山大学大学院環境学研究科教授 愛媛大学農学部准教授 中国新聞社論説委員
九 州 農 政 局	秋吉 康弘 甲斐 諭 徳田 一徳 西橋 久美子	農業土木 農業経済 経 済 消 費 者	宮崎大学農学部地域農業システム学科教授 九州大学大学院農学研究院教授 (財)九州経済調査協会研究主査 熊本消費者懇話会会長
沖縄総合 事 務 局	宜保 清一 幸喜 徳子 吉田 茂	農業土木 社 会 学 農業経済	琉球大学農学部教授 沖縄石油ガス(株)代表取締役専務 琉球大学名誉教授

(敬称略 五十音順)

(別添3)

問い合わせ先

(農林水産省)

TEL : 03-3502-8111 (代表)

事業名	事業主管課	担当者名
(評価担当)		
【農村振興局所管事業】		
・ かんがい排水事業 ・ 畑地帯総合整備事業	水利整備課	渡邊、青木 (内線5593)
・ ほ場整備事業 ・ 土地改良総合整備事業	農地整備課	植野、大本 (内線5613)
・ 畑地帯開発整備事業	農地整備課	鹿嶋、上條 (内線5611)
・ 農道整備事業 ・ 農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	農地整備課	垂井、藤澤 (内線5615)
・ 農業集落排水事業	地域整備課	緒方、三浦 (内線5633)
・ 農村総合整備事業 ・ 農村振興総合整備事業	地域整備課	古賀、河原 (内線5639)
・ 中山間総合整備事業	地域整備課	舘、今野 (内線5632)
・ 農地防災事業	防災課	鎌田、金田 (内線5661)
・ 農地保全事業	防災課	石井、根城 (内線5662)
・ 農村環境保全対策事業	防災課	石井、竹山 (内線5662)
・ 海岸保全施設整備事業(農地) ・ 海岸環境整備事業(農地)	防災課	鎌田、下河辺 (内線5661)
【生産局所管事業】		
・ 草地畜産基盤整備事業 ・ 畜産環境総合整備事業	畜産振興課	浅沼、三ツ木 (内線4916)
(担当窓口) 農村振興局	土地改良企画課	室賀、大山 (内線5474)

(地方農政局等)

農政局等名	担当窓口
東北農政局	農村計画部 土地改良管理課 022-221-6252 (直通)
関東農政局	農村計画部 土地改良管理課 048-740-0505 (直通)
北陸農政局	農村計画部 土地改良管理課 076-232-4532 (直通)
東海農政局	農村計画部 土地改良管理課 052-223-4621 (直通)
近畿農政局	農村計画部 土地改良管理課 075-414-9019 (直通)
中国四国農政局	農村計画部 土地改良管理課 086-224-9410 (直通)
九州農政局	農村計画部 土地改良管理課 096-353-7437 (直通)
沖縄総合事務局	農林水産部 土地改良課 098-866-1652 (直通)

(別添４) 評価地区一覧表

事業名	局名	都道府県	事業主体名	地区名
かんがい排水事業	農村振興局	北海道	北海道	秩父別
	東北農政局	山形県	山形県	月光川
		福島県	福島県	白沢
	関東農政局	山梨県	山梨県	笛吹川
	北陸農政局	新潟県	新潟県	荒川左岸
		富山県	富山県	諏訪川
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	飛鳥川
		愛知県	愛知県	岩倉用水第２期
		三重県	三重県	中之庄
	近畿農政局	和歌山県	和歌山県	南部川右岸
	中国四国農政局	岡山県	岡山県	西北七区
		愛媛県	愛媛県	宇和島
	九州農政局	長崎県	長崎県	小ヶ倉
		熊本県	熊本県	内田
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	底名
ほ場整備事業	農村振興局	北海道	北海道	常磐
		北海道	北海道	渋毛牛
	東北農政局	青森県	青森県	第２遠瀬
		宮城県	宮城県	木間塚
		山形県	山形県	大谷
	関東農政局	神奈川県	神奈川県	酒匂川右岸
	北陸農政局	石川県	石川県	八丁
		福井県	福井県	社
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	中郷新田
		愛知県	愛知県	福地西部
		三重県	三重県	櫛田
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	西生来
		兵庫県	兵庫県	春日東部

	中国四国農政局	徳島県	徳島県	多 家 良 た か ら
		高知県	高知県	出 間 沖 い ず ま お き
	九州農政局	福岡県	福岡県	城 島 中 部 じ ょ う じ ま ち ゅ う ぶ
		熊本県	熊本県	山 東 さ ん とう
		大分県	大分県	都 野 東 部 み や こ の とう ぶ
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	間 那 津 ま な づ
土地改良総合整備 事業	農村振興局	北海道	北海道	共 和 北 部 き ょ う ち ほ く ぶ
		北海道	北海道	至 誠 第 2 し せ い だ い
	東北農政局	岩手県	岩手県	太 田 西 部 お 太 だ せい ぶ
		秋田県	秋田県	八 西 は っ せい
	関東農政局	千葉県	千葉県	南 三 原 みな み はら
	北陸農政局	富山県	富山県	立 山 中 部 た て や ま ち ゅ う ぶ
		富山県	富山県	高 瀬 た か せ
	近畿農政局	京都府	京都府	巨 椋 池 北 お ぐ ら い け き た
	中国四国農政局	山口県	山口県	尾 津 お づ
九州農政局	佐賀県	佐賀県	鳥 栖 第 2 と す だ い	
畑地帯総合整備事 業	農村振興局	北海道	北海道	高 岡 た か おか
		北海道	北海道	兵 村 へ い せ ん
	東北農政局	福島県	福島県	堀 田 ほ ゐ た
	関東農政局	山梨県	山梨県	山 梨 春 日 居 や ま な し か す が い
	近畿農政局	兵庫県	兵庫県	夜 久 野 高 原 や く の こ う げ ん
		和歌山県	和歌山県	藤 並 ふ じ な み
	中国四国農政局	岡山県	岡山県	玉 津 裳 掛 た ま つ も か け
	九州農政局	長崎県	長崎県	島 原 ・ 深 江 し ま ば ら ふ か え
		熊本県	熊本県	西 合 志 北 に し ご う し き た
大分県		大分県	大 野 川 上 流 お お の が わ じ ょ う り ゅ う	
畑地帯開発整備事 業	農村振興局	北海道	北海道	万 年 ま ん ね ん
		北海道	北海道	川 西 か わ に し
	東北農政局	秋田県	秋田県	小 坂 こ さ か

	近畿農政局	大阪府	大阪府	とうのやま 神於山
		大阪府	大阪府	とうじよう 東 奈
農道整備事業	農村振興局	北海道	北海道	なかしべつなんぶ 中標津南部
		北海道	北海道	かわにし 川西
	東北農政局	青森県	青森県	つがるちゅうぶ 津軽中部
		宮城県	宮城県	やまきやしち 八巻矢城
	関東農政局	山梨県	山梨県	ふしかわせいぶ 富士川西部
	北陸農政局	新潟県	新潟県	ひがしくびき 東頸城
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	けいちゅうけいほく 恵中恵北
		愛知県	愛知県	にしみかわちゅうさんかん 西三河中山間
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	ことう 湖東
		京都府	京都府	ちゅうたん 中 丹
	中国四国農政局	広島県	広島県	こうほく 高北
		広島県	広島県	さくぎ 作木
	九州農政局	長崎県	長崎県	たかしまなんぶ 鷹島南部
		鹿児島県	鹿児島県	しまま 島間
農業集落排水事業	農村振興局	北海道	八雲町 （旧八雲町）	おとしべ 落部
		北海道	小清水町	やむべつ 止別
	東北農政局	秋田県	大仙市 （旧大曲市）	なかた みやばやし 中田・宮 林
	関東農政局	茨城県	城里町 （旧常北町）	じょうほくあおやま 常 北青山
	北陸農政局	富山県	入善町	こすりど 小摺戸
		福井県	大野市	かみしょうせいぶ 上庄西部
	東海農政局	岐阜県	中津川市 （旧福岡町）	た せ 田瀬
		愛知県	西尾市	かわきき 川崎
		三重県	伊賀市 （旧上野市）	にしかかくら 西高倉
	近畿農政局	奈良県	奈良市	せい か なかはた 精華（中畑）
		和歌山県	上富田町	いちのせはくがん 市ノ瀬北岸

	中国四国農政局	徳島県	吉野川市 (旧川島町)	しんご 神後	
		香川県	三豊市 (旧詫間町)	おおはま 大浜	
	九州農政局	長崎県	長崎市 (旧琴海町)	きんかいちゅうぶ 琴海中部	
		宮崎県	小林市	とあがまちしんでん 十日町新田	
		鹿児島県	知名町	たみな 田皆	
	沖縄総合事務局	沖縄県	南城市	いなみね 稲嶺	
農村総合整備事業	農村振興局	北海道	旭川市	うぶん 雨紛	
	東北農政局	岩手県	九戸村	くのへ 九戸	
		宮城県	大郷町	おおさと 大郷	
	関東農政局	栃木県	栃木県	かつうりぐち き 勝瓜口 期	
	北陸農政局	新潟県	小千谷市	おちやほくぶ 小千谷北部	
		新潟県	上越市 (旧中郷村)	ながごう 中郷	
	東海農政局	岐阜県	中津川市 (旧蛭川村)	ひるかわ 蛭川	
	近畿農政局	兵庫県	養父市 (旧八鹿町・ 養父町・大屋 町・関宮町)	みなみたじま 南但馬	
		和歌山県	かつらぎ町	かつらぎ	
	中国四国農政局	高知県	佐川町	さかわ 佐川	
	九州農政局	長崎県	長崎県	まごめ 馬込	
		宮崎県	清武町	きよたけ 清武	
		鹿児島県	瀬戸内町	せとうち 瀬戸内	
	農村振興総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	ひがし 東 オホーツク
		東北農政局	青森県	青森県	なみおか ときわ 浪岡・常盤
		関東農政局	山梨県	山梨県	しらね 白根
北陸農政局		新潟県	阿賀町 (旧三川村)	いわづ 岩津	
		石川県	石川県	かんの 神野	
東海農政局		岐阜県	岐阜県	うわむち 上村	

		三重県	三重県	芥川沿岸 あくたがわえんがん
	近畿農政局	兵庫県	豊岡市 (旧出石町)	いすじにし 出石西
	中国四国農政局	島根県	島根県	さだみなみ 佐太南
	九州農政局	福岡県	福岡県	かみほなみ 上穂波
中山間総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	つべつ 津別
		北海道	北海道	ぬまた 沼田
	東北農政局	岩手県	岩手県	ますざわ 鱒沢
		山形県	山形県	きたがつさん 北月山
		福島県	福島県	ただみ ひかし 東
	関東農政局	長野県	長野県	なのはな 菜の花
	北陸農政局	石川県	石川県	こんまちがわりゅういき 米町川流域
		福井県	福井県	まるおかただ 丸岡竹田
	東海農政局	三重県	三重県	あおやまなんが 青山南部
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	よこ 余呉
		兵庫県	朝来市 (旧朝来町)	なかがわ 中川
	中国四国農政局	鳥取県	鳥取県	とまり 泊
		島根県	島根県	きよくほうのさと 旭豊の里
	九州農政局	福岡県	福岡県	すいた 椎田
		佐賀県	佐賀県	にしありたせいぶ 西有田西部
		鹿児島県	鹿児島県	せいふく 生福
農林漁業用揮発油 税財源身替農道整備事業	農村振興局	北海道	北海道	なかあとふけ 中音更
	北陸農政局	新潟県	新潟県	はまかわち 浜河内
		富山県	富山県	あけび 明日
	東海農政局	三重県	三重県	にしやま 西山
	近畿農政局	京都府	福知山市	しもとよもりが 下豊森垣
	中国四国農政局	鳥取県	鳥取県	こたけ 小竹
	九州農政局	熊本県	熊本県	とみあけ 富合
		大分県	大分県	こふじ 小富士

農地防災事業	農村振興局	北海道	北海道	かいめい き 開明 2 期
		北海道	北海道	ふくやま 福山
	東北農政局	青森県	青森県	はなきり 花切
		福島県	福島県	らちはま 埴浜
	関東農政局	茨城県	茨城県	もりや き 守谷 2 期
	北陸農政局	新潟県	新潟県	ほんだ 本田
		富山県	富山県	あかそふ 赤祖父
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	ふくつか 福束
		愛知県	愛知県	しばいかわ 芝井川
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	だいにだいなかのこ 第 2 大中の湖
		大阪府	大阪府	くめだいけ 久米田池
	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	ふじわら 藤原
農地保全事業	九州農政局	熊本県	熊本県	こみやじ 小宮地
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	やまだ 山田
	関東農政局	静岡県	静岡県	いずみなかさわ 泉 中沢
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	ごほうず 御坊主
	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	かわのいし 川之石
	九州農政局	宮崎県	宮崎県	ときや 時屋
		鹿児島県	鹿児島県	おりたかじがの 折田梶ヶ野
農村環境保全対策事業	関東農政局	茨城県	茨城県	どうまえ 堂前
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	ひのがわ 日野川
海岸保全施設整備 事業（農地）	農村振興局	北海道	北海道	ちやしこつ 茶志骨
	東北農政局	宮城県	宮城県	わたり 亘理
	北陸農政局	石川県	石川県	さんがくち 三ヶ口
海岸環境整備事業 （農地）	九州農政局	長崎県	長崎県	あらさき 荒崎
草地畜産基盤整備 事業	生産局	北海道	北海道	なかしょこつ 中清滑
		北海道	農業開発公社	あたしべちや 北標茶
	東北農政局	青森県	農村開発公社	わんがん 湾岸
	関東農政局	静岡県	静岡県	あまぎ 天城

	北陸農政局	福井県	農業公社	おくえつ 奥越
	東海農政局	岐阜県	農畜産公社	ひ た 飛騨
	中国四国農政局	島根県	農業振興公社	い い し 飯石
		岡山県	農地開発公社	か よ う 賀陽
	九州農政局	熊本県	畜産開発公社	き た あ そ 北阿蘇
		鹿児島県	地域振興公社	だ い に あ い る 第2 始良
	沖縄総合事務局	沖縄県	農業開発公社	た け と み ち よ う だ い に 竹 富 町 第 二
畜産環境総合整備 事業	生産局	北海道	農業開発公社	ひ ふ か 美深
		北海道	農業開発公社	う べ つ 津別
	東北農政局	岩手県	岩手県	さん け り く え ん が ん ぼ く ぶ 三陸沿岸北部
		宮城県	農業公社	と め
	関東農政局	山梨県	農業振興公社	みな み や つ が た け 南 八ヶ岳
	九州農政局	長崎県	大村市	おお む ら 大村
		大分県	農地開発公社	ひ た 日田
		鹿児島県	地域振興公社	かわ な べ 川辺

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

- 農村振興局・生産局（北海道）
- 東北農政局
- 関東農政局
- 北陸農政局
- 東海農政局
- 近畿農政局
- 中国四国農政局
- 九州農政局
- 沖縄総合事務局